

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険の資格・給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務
事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険における資格の管理、被保険者証等の発行事務及び給付事務を行う。 国民健康保険被保険者の資格の管理・被保険者証等の発行事務及び給付事務 (1)国民健康保険の取得・喪失等の資格異動に関する事務 (2)被保険者証、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証に関する事務 (3)国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 (4)国民健康保険法による保険給付の支給に関する公金受取口座情報等の照会 その他に上記に関連する事務 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。 (1)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 (2)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
システムの名称	総合行政情報システム 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 30の項 番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第8号 情報照会 別表第2 42の項、43の項 番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2 情報提供 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項 番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	生活環境部保険課
所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活環境部保険課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	廿日市市生活環境部保険課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9159
-----	--

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の管理・被保険者証等の発行事務及び給付事務を行う。 地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 (1)国民健康保険の取得・喪失等の資格異動に関する事務 (2)被保険者証、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証に関する事務 (3)国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 その他に上記に関連する事務	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の管理・被保険者証等の発行事務及び給付事務を行う。 (1)国民健康保険の取得・喪失等の資格異動に関する事務 (2)被保険者証、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証に関する事務 (3)国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 その他に上記に関連する事務	事後	情報集約システム利用による再評価
平成29年4月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	総合行政情報システム 国保総合システム	総合行政情報システム 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	情報集約システム利用による再評価
平成29年4月1日	3 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30項	事後	情報集約システム利用による再評価
平成29年4月1日	4 関連情報 4 情報ネットワークシステムによる情報連携 実施の有無	未定	実施する	事後	情報集約システム利用による再評価
平成29年4月1日	4 関連情報 4 情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の2、3、5、17、22、26、42、43、58、62、87、88の項	番号法第19条第7号 (情報照会) 別表第二、42の項、43の項 (情報提供) 別表第二、1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、119の項	事後	情報集約システム利用による再評価
平成29年4月1日	5 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 所属長	保険課長 平山 勝秀	保険課長 南 克仁	事後	人事異動による修正
平成29年4月1日	1 しいい値判断項目 1 対象人数	平成27年2月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	しいい値時点変更
平成29年4月1日	2 しいい値判断項目 2 取扱者数	平成27年2月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	しいい値時点変更
平成29年7月1日	1 しいい値判断項目 1 対象人数	平成29年3月31日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	しいい値時点変更
平成29年7月1日	2 しいい値判断項目 2 取扱者数	平成29年3月31日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	しいい値時点変更
平成31年4月1日	5 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 所属長の役名	保険課長 南 克仁	保険課長	事後	様式改正
平成31年4月1日	1 しいい値判断項目 1 対象数	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しいい値時点変更
平成31年4月1日	2 しいい値判断項目 2 取扱者数	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しいい値時点変更
平成31年4月1日	リスク対策		新規項目		リスク対策の追加
令和2年1月31日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の管理・被保険者証等の発行事務及び給付事務を行う。 (1)国民健康保険の取得・喪失等の資格異動に関する事務 (2)被保険者証、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証に関する事務 (3)国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 その他に上記に関連する事務	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の管理・被保険者証等の発行事務及び給付事務を行う。 (略) < オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> (1)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 (2)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	法改正による記載の追加
令和2年1月31日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	総合行政情報システム 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	総合行政情報システム 国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	記載の修正
令和2年1月31日	3 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 30の項 番号法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康法第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正による記載の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月31日	4 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 (情報照会) 別表第二 42の項、43の項 (情報提供) 別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、119の項	番号法第19条第7号 情報照会 別表第2 42の項、43の項 情報提供 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、119の項 オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正による記載の追加
令和2年1月31日	4 リスク対策 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等へのリスクの対策は十分か	委託しない	十分である	事後	法改正による記載の追加
令和2年1月31日	6 リスク対策 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない	十分である	事後	法改正による記載の追加
令和2年1月31日	6 リスク対策 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない	十分である	事後	法改正による記載の追加
令和2年4月1日	1 しきい値判断項目 1 対象人数 1つの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	2 しきい値判断項目 2 取扱者数 1つの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月11日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 システムの名称	総合行政情報システム 国保総合システム及び国保情報集約システム	総合行政システム 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	法改正による記載の追加
令和2年6月11日	4 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 情報照会 別表第2 42の項、43の項 情報提供 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、78の項、80の項、87の項、88の項、93の項、97の項、106の項、109の項、119の項 オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第7号 情報照会 別表第2 42の項、43の項 番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2 情報提供 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項 番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法改正による記載の追加
令和3年6月30日	4 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号 情報照会 別表第2 42の項、43の項 番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2 情報提供 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項 番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 情報照会 別表第2 42の項、43の項 番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2 情報提供 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、9の項、12の項、15の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、97の項、106の項、109の項、120の項 番号法 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	法改正による記載の変更
令和3年4月1日	1 しきい値判断項目 1 対象人数 1つの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	2 しきい値判断項目 2 取扱者数 1つの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	5 関連情報 評価実施機関における担当部署 部署	福祉保健部保険課	生活環境部保険課	事後	
令和4年4月1日	7 関連情報 特定個人情報の開示、訂正・利用停止請求 請求先	福祉保健部保険課	生活環境部保険課	事後	
令和4年4月1日	8 関連情報 特定個人情報の開示、訂正・利用停止請求 連絡先	福祉保健部保険課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9159	生活環境部保険課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9159	事後	
令和4年4月1日	1 しきい値判断項目 1 対象人数 1つの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	2 しきい値判断項目 2 取扱者数 1つの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月20日	関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱い事務 事務の概要		(4)国民健康保険法による保険給付の支給に関する公金受取口座情報等の照会を追加	事後	
令和4年12月20日	しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年12月20日 時点	事後	
令和4年12月20日	しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年12月20日 時点	事前	
令和6年6月1日	しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月20日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月20日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	